

管理職への任用状況等について(平成26年度)

1. 管理職への任用に関する状況(平成26年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	41	3	41	1	14	0	4	0	100	4
	割合	41.0%	7.3%	41.0%	2.4%	14.0%	0.0%	4.0%	0.0%	100%	4.0%
課長級	人数(人)	71	2	5	1	0	0	0	0	76	3
	割合	93.4%	2.8%	6.6%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	3.9%

- (注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府北方対策本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。
- 2 「Ⅰ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。
- 3 「Ⅱ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。
- 4 「Ⅲ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇居護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。
- 5 「その他」とは、選考採用者などをいう。
- 6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

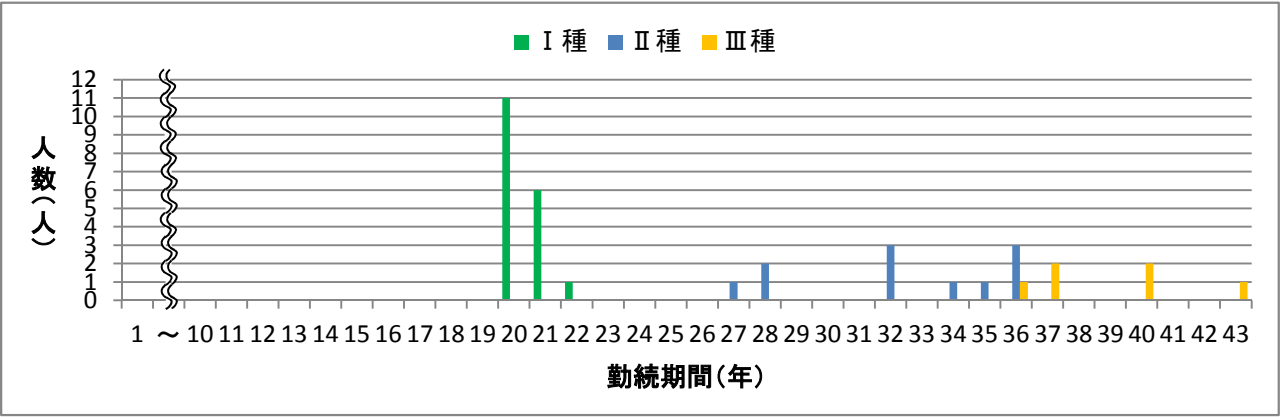
	採用府省以外の府省での勤務者数			採用府省以外の府省からの勤務者数		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	10	26	36	4	2	6

2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況（平成25年10月2日～平成26年10月1日）

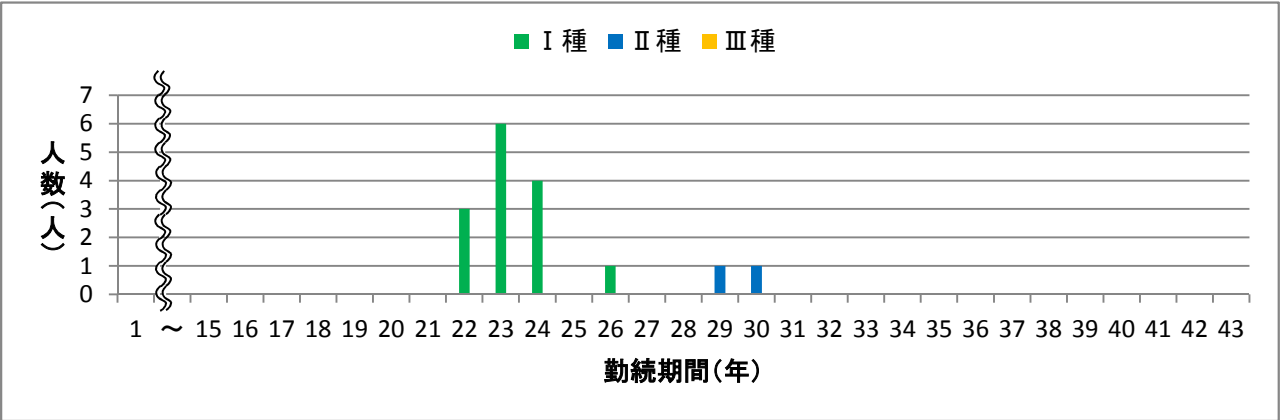
- (1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	18	2	11	2	7	0	1	0	37	4
	割合	48.6%	11.1%	29.7%	18.2%	18.9%	0.0%	2.7%	0.0%	100%	10.8%
課長級	人数(人)	14	1	2	1	0	0	0	0	16	2
	割合	87.5%	7.1%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	12.5%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験
(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	24	12	1
課長級	6	7	3

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとらわれない人事運用を行った取組例(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

- ・多様な勤務機会の付与の観点から、本省内部部局と在外公館を横断した人事異動を行っている。
- ・従来、外務公務員上級試験採用職員のみがついていた、国際報道官、儀典総括官のポストに外務専門職試験採用職員を登用。
- ・課室長級ポストを含め、採用試験にとらわれない省内公募制度の積極的活用。
- ・外務省専門職職員及び国家公務員Ⅲ種試験採用職員に期待される専門性を更に向上させる一助とするための「専門官制度」の積極的活用。
- ・国家公務員Ⅲ種試験採用職員を室長級の中南米局中米カリブ課地域調整官、領事局政策課企画官等登用。

4. 採用(選考を含む)の状況(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
365	147

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者				
	うち女性	うち公募手続を経て採用した者		
	(割合)	(割合)	うち女性 (割合)	
133	84 (63.2%)	107 (80.5%)	75	(70.1%)

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

公募手続を経ずに採用した官職は、警備や秘密保全に関わる官職が多く、その理由は在外公館における警備体制の企画立案及び整備、緊急事態における危険の排除等、警備に関する専門知識を要し、勤務環境が厳しいこと、また在外公館の安全と人命を守るために情報保全にかかる高い信頼性が求められるためである。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
0	0	0	0	18	8	115	76

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

該当なし